

# R 5 フェリーを活用した モーダルシフト促進事業

秋田県では、秋田港を発着するフェリー航路を活用して、貨物輸送を環境負荷の小さいフェリー輸送へ転換するモーダルシフトを促進するため、次の2つの事業を実施します！！

## トレーラーシャーシ導入促進事業

補助対象者	<b>秋田県内に事業所を有する貨物運送事業者</b> （貨物の輸送を実施する者）及び <b>荷主企業</b> （貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	<b>秋田港からフェリー輸送を行うためのトレーラーシャーシの購入費用</b>
補助要件	次の条件のいずれも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入したシャーシに補助事業名を掲示すること</li> <li>・主に秋田港発着のフェリー貨物輸送に使用すること</li> </ul> <small>（本事業を完了した日の属する年度を初年度として5年間、購入したシャーシを利用して秋田港からフェリー輸送を行い、輸送状況を要領様式第2号により報告すること）</small>
補助率	<b>1 / 2</b> <span style="color: red;">※令和6年2月末日までに納車を完了すること</span>
補助金の額	<b>1台当たり上限額400万円</b>

## 新規需要開拓・効果検証事業

補助対象者	<b>貨物運送事業者</b> （貨物の輸送を実施する者）及び <b>荷主企業</b> （貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	<b>秋田港からのフェリー貨物運賃</b> <small>（対象とする車両等）</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全長が6m以上の事業用トラック又は無人航送用トレーラーシャーシ</li> <li>・その他知事が適当と認める車両等</li> </ul>
補助要件	次の条件のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田港からフェリーを利用して新たな貨物を輸送すること</li> <li>・他の輸送手段から変更し、秋田港からフェリーを利用して貨物を輸送すること</li> </ul>
補助率	<b>1 / 2</b>
補助金の額	<b>車両等1台当たり上限額3万円（1事業者当たり上限額30万円）</b>

お問い合わせ  
申請先

秋田県観光文化スポーツ部交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎1階

TEL：018-860-1282 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp